# 令和6年(2024年)度行政評価シート【個表】 令和 6年 6月 21日

評価対象事業		評価者	地域共生課長 矢作 拓		
共生-17	消費者自立	<b>-</b> 本極車業	■ 自治事務	主管課	地域共生課
	/ / 月日日1/1	L义版争未 	□ 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	6-(4) 消費者対策	施策の方針	6-(4)-①安/	心な消費生活の実現

## 1 事業の目的

対市民等

象

意 消費者被害を未然に防ぐなどの啓発を行うとともに、商品・サービスの購入に係る苦情を受けるため。

図

効 消費者被害防止、食の安全などの情報を市民に向けて伝え、また消費者の苦情相談に対し、あっせん、助言、調停 果 などを通じ被害の救済を図ることができる。

## 2 令和5年(2023年)度に実施した事業の概要

- ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活相談員等による出前講座、自治町内会における啓発紙の回覧等による啓発 事業を行った。
- ・消費生活相談員による消費生活に関する苦情相談、助言を行った。なお、消費生活紛争調停委員会の調停に付する案件はなかった。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝	実施した主な事業			令和	05年月	支	令和6年度		
番号	事務事業		は経費等)	指標(単位)	指標(実統 事業費(決算			指標(目標値) 予算額(千円)	達成度
01	消費生活啓発事業	啓発紙の発行		啓発紙発行数(部)	18,158部	/	18,000部	18,000部	100.9%
					6	/	37	38	100.970
02	消費生活相談事業		相談員助言	_	-	/	-	-	_
		委託			451	/	612	589	
03	一般事務経費	消耗品購入		_	-	/	-	-	_
					89	/	90	90	
				国県支出金		/			
			財源	地方債		/			
			内訳	その他特定財源		/			
				一般財源	546	/	739	717	
			事業費	の合計(千円)	546	/	739	717	
			人作	牛費 (千円)			17,716	19,232	

#### 4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	- 1010 4001 110	. 10-4				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	2.5	1.0	1.1	1.1	1.1	
会計年度任用職員	6.0	6.0	7.0	6.5	6.5	

# 5 評価結果

#### (1) 最小事業評価

<u> </u>	AND TANK			
枝番号	事務事業	指標分析の推移、 目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、 構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	消費生活啓発事業	達成した。		特になし。引き続き、啓発を実施する。
02	消費生活相談事業	指標なし 理由:相談件数による評価が事 業の性質上適当でないため。	消費者被害の回復のため、消費 生活相談を実施し、消費者被害 のない社会の実現に寄与した。	消費生活センターの周知及び相談体制の更なる強化を図る。
03	一般事務経費	消耗品等の事務経費のため成 果指標は設定していない。	事務経費として不可欠である。	_

(2) 視点別評価

<u>(4) 1% m m i</u>					
	事業費の削減余地はないか		1 事業費の削減余地はない		
効率性	事業の外部化(民営化・業務委託等)	まできないか	3 外部化ができる事業はない		
	関連・類似する事業の統合はできない	か	3 統合できる事業はない		
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズは	あるか	1 市民ニーズは変わらずにある		
女当江	民間によるサービスで代替できる事業	はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている		
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はど	うか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である		
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-2 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである		
			△-9 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、実施事業に協働はなじまない		
協働	市民等と協働して事業を展開しているか		協働実施済の場合のパートナー		

(3) 総合評価	※最小事業評価を踏まえて	今年度以降の取組方針等を記載す
(ひ) 形の口計画	次取小争未計画で明みんし、	カサ皮以降の双旭刀型まで乱戦り

【今後の方針】 □ 拡充 □ 改善・変更 ■ 現状維持 □ 縮小 □ 休止・廃止 啓発・相談事業は、消費者安全法に基づく自治事務である。消費者トラブルは、情報通信技術の発展や悪質商法の変化等に伴い多様化・複雑化しており、これらに対応していくためには、相談体制を充実させていく必要がある。また、消費者被害等を発見し、必要な支援につなげる体制である「くらし見守りネットワーク」の関係団体と連携を図り、消費者被害の未然防止等に努めていく。

## 【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	消費生活センターに寄せられた消費生活相談苦情件数単位						件	
指標設定理由		年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
市内における消費者トラブルの発生状況 を把握するため。		目標値	1,950	1,900	1,850	1,800	1,750	1,700
		実績値	1,492	1,389	1,444	1,547		
		達成率	130.7%	136.8%	128.1%	116.4%		

指標(単位)	消費生活センターに寄せられた消費生活相談苦情件数に占める自主交渉率						単位	%
指標設	定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
自主交渉による消費者トラブルの解決 合から、消費者自立支援の状況を把握 るため。		目標値	73.5	73.8	74.1	74.4	74.7	75.0
		実績値	46.5	49.0	58.9	62.8		
		達成率	63.3%	66.4%	79.5%	84.5%		

# ◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項		_			
団体名	鎌倉市				
他市実績					
旭川天碩					

ルチ中米中佐に座る
当該事業実施に伴う
他市比較に関する考え方

自治体によって消費生活センターの開設時間、対象者数等が異なるため、他市比較を行っていない。